

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則の新たな SVHC として 5 物質を追加

2) 内容

- 2024 年 1 月 23 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 5 物質の追加について公表した。
 - 2, 4, 6-tri-tert-butylphenol
(生殖毒性、PBT、CAS No. 732-26-3)
 - 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(1, 1, 3, 3-tetramethylbutyl)phenol (UV-329)
(vPvB、CAS No. 3147-75-9)
 - 2-(dimethylamino)-2-[(4-methylphenyl)methyl]-1-[4-(morpholin-4-yl)phenyl]butan-1-one
(生殖毒性、CAS No. 119344-86-4)
 - Bumetrizole (UV-326)
(vPvB、CAS No. 3896-11-5)
 - Oligomerisation and alkylation reaction products of 2-phenylpropene and phenol
(vPvB)
- 今回は第 30 次で合計 240 物質になる。

3) SEAJ コメント

- 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- SVHC の URL
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- なし